

CooperAtiva Tsuyaku 労働者協同組合 定款

第一章 総則

(目的)

第一条 本組合は、(1)組合員が出資し、(2)組合員の意見が適切に反映され、(3)組合員が事業に参加する労働者協同組合の基本原則に基づき、持続可能で活力ある地域社会の実現を通して組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第二条 本組合は、CooperAtiva Tsuyaku 労働者協同組合と称する。

(事業を行う区域)

第三条 本組合は、全国を主な事業区域とする。

(事業所所在地)

第四条 本組合は、事業所を愛知県小牧市に置く。

(公告方法)

第五条 本組合の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

(規約)

第六条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は、総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理については、総会の議決を要せず、理事会が決する。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について書面又は電磁的方法により組合員に通知する。

(組合員の意見を反映させる方策)

第七条 組合は、経営方針、事業内容、労働条件等、組合の事業に関して、次のように全組合員に広く意見を聴取し、組合の事業に反映させる。

(1) 組合員会議の開催

組合員からの提案により、組合員会議を開催し、経営状況、事業計画、労働条件等について報告・協議を行うことができるものとする。また、その結果については、理事に報告するものとし、必要に応じて、理事会において検討するものとする。

(2) 意見メールの受付

組合員からの意見を随時メールで受け付けられるようにする。受け付けた意見や提案は理事に報告するものとし、必要に応じて、理事会において検討するものとする。

2 組合は、組合員が意見を述べたことを理由として、当該組合員に対していかなる不利益な取り扱いも行わないものとする。

第二章 事業

(事業)

第八条 本組合は、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる第一号及び第二号の事業を主たる事業とし、併せて第三号以下に掲げる事業を行う。

一 通訳に関する事業

- (1) 行政機関、教育機関、医療機関、司法機関及び民間団体等に対する通訳業務の提供
- (2) 会議、研修、講演会、相談及び各種イベントにおける通訳業務の提供
- (3) オンライン通訳及び遠隔通訳の提供
- (4) コミュニティ通訳の提供
- (5) コミュニティ通訳養成講座
- (6) 前各目に附帯又は関連する一切の事業

二 翻訳に関する事業

- (1) 行政文書、契約書、教育資料、広報資料等の翻訳業務の提供
- (2) 多言語による生活情報及び案内資料の翻訳及び作成
- (3) 映像、音声及びウェブサイト等の翻訳及び字幕作成
- (4) 前各目に附帯又は関連する一切の事業

三 文化メディエーター（異文化仲介）に関する事業

- (1) 異文化間の相互理解を促進するための仲介及び支援
- (2) 外国人住民と行政機関、教育機関、医療機関等との間の調整及び支援
- (3) 多文化共生の推進に関する支援及び相談
- (4) 前各目に附帯又は関連する一切の事業

四 情報発信に関する事業

- (1) 日本の情報発信
- (2) 外国人コミュニティ内の情報発信
- (3) 前各目に附帯又は関連する一切の事業

五 相談に関する事業

- (1) 対面相談
- (2) 電話相談
- (3) SNS 相談

六 高齢者支援に関する事業

- (1) 高齢者の生活支援及び相談支援
- (2) 高齢者の社会参加及び交流促進に関する事業
- (3) 前各目に附帯又は関連する一切の事業

七 介護及び福祉サービスに関する事業

- (1) 訪問介護に関する事業
- (2) 通所介護（デイサービス）に関する事業

- (3) 介護及び福祉に関する支援事業
- (4) 前各目に附帯又は関連する一切の事業
- 八 障害児及び特別な支援を必要とする児童に関する事業
 - (1) 放課後等デイサービスに関する事業
 - (2) 児童の生活支援及び発達支援に関する事業
 - (3) 前各目に附帯又は関連する一切の事業
- 九 教育及び学習支援に関する事業
 - (1) 児童、生徒及び成人に対する学習支援及び補習支援
 - (2) 進学及び教育に関する支援事業
 - (3) 日本語教育及び多言語教育に関する事業
 - (4) 前各目に附帯又は関連する一切の事業
- 十 地域コミュニティの支援及び活性化に関する事業
 - (1) コミュニティキッチンの運営
 - (2) 地域交流及びコミュニティ形成に関する事業
 - (3) 生活相談及び生活支援に関する事業
 - (4) 前各目に附帯又は関連する一切の事業
- 十一 健康及び医療支援に関する事業
 - (1) 健康増進及び予防に関する支援事業
 - (2) 医療機関との連携による支援事業
 - (3) 前各目に附帯又は関連する一切の事業
- 十二 防災及び災害支援に関する事業
 - (1) 防災教育及び防災啓発に関する事業
 - (2) 災害時の支援及び復興支援に関する事業
 - (3) 前各目に附帯又は関連する一切の事業
- 十三 就労支援及び人材育成に関する事業
 - (1) 副業及び多様な働き方の推進に関する事業
 - (2) 起業及び事業化の支援に関する事業
 - (3) コミュニティリーダーの育成に関する事業
 - (4) 前各目に附帯又は関連する一切の事業
- 十四 スポーツ及び文化活動の推進に関する事業
- 十五 外国人コミュニティのスキルアップに関する事業
- 十六 団体・組織の設立及び運営支援に関する事業
- 十七 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第三章 組合員

(組合員資格)

第九条 本組合の組合員たる資格を有する者は、組合の設立・存立に賛同し、組合の行う事業に従事し、又は従事しようとする個人とする。

(議決権及び選挙権)

第十条 組合員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。

(労働契約の締結等)

第十一条 組合は、その行う事業に従事する組合員（次に掲げる組合員を除く。）との間で、労働契約を締結しなければならない。

一 組合の業務を執行し、又は理事の職務のみを行う組合員

二 監事である組合員

2 第十四条又は第十五条第一項（第二号を除く。）の規定による組合員の脱退は、当該組合員と組合との間の労働契約を終了させるものと解してはならない。

(加入)

第十二条 組合員たる資格を有するものは、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第十三条 前条第二項の承諾を得た者は、引受出資口数に応ずる金額の払込みを完了した時に組合員となる。

(自由脱退)

第十四条 組合員は、予め本組合に通知したうえで、事業年度の終わりににおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の九十日前までに、その旨を記した書面でしなければならない。

(法定脱退)

第十五条 組合員は下記の事由によって脱退する。

一 第九条に定められた組合員たる資格の喪失

二 死亡

三 第十六条に定められた除名

(除名)

第十六条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

一 長期間にわたり組合の行う事業に従事しない組合員

なお、労働災害・病気・産前産後・育児・介護を理由とする休業は除く

二 出資の払込みその他組合に対する義務を怠った組合員

三 組合の内部秩序を著しく損なう行為をした組合員

四 組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員

五 犯罪その他の組合の信用を失う行為をした組合員

2 除名は、除名した組合員に対しその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することはできない。

(脱退者の出資金払い戻し)

第十七条 組合員は、第十四条及び第十五条により脱退したときは、その払込済出資額を限度として、その持分の全部又は一部の払い戻しを請求することができる。

2 現物出資(第二十一条)の場合、前項に言う払込済出資額とは、現物出資時に定款別表に記した額をいう。

3 組合は、第一項の請求を受けたときは、組合員の本組合に対する払込済出資額を限度として、組合員の脱退した事業年度末における持分(脱退した事業年度末における本組合の財産が、実行された出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の当該出資額に応じて減額した額)の全部又は一部の払い戻しをする。

4 組合は、持分を計算するにあたり、組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、脱退した組合員に対し、その未払込出資額の全部又は一部の払込みを請求することができる。

5 脱退した組合員が組合に対する債務を有する場合、脱退した組合員が債務を完済するまでは、組合は第三項の定めによる払い戻しを停止することができる。

6 組合は、事業年度の終わりにあたり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第三項の払い戻しを行わないことができる。

(出資口数の減少)

第十八条 組合員は、特にやむを得ない理由があるときは、理事会の承認を得て事業年度の終わりにおいてその出資口数を減少することができる。

2 出資口数の減少については、第十七条の規定を準用する。

第四章 出資

(出資一口の金額)

第十九条 出資一口の金額は二万円とする。

2 組合員は、一口以上を保有しなければならない。

(出資の払込み)

第二十条 出資は、その金額を一時に、又は分割して払い込むことができる。

(現物出資)

第二十一条 組合成立の後に、組合員資格のある者が現物出資による加入を申し入れたときは、理事会がその受け入れの条件及びその可否について検討し、第四十一条第二項第一号の特別決議により総会において決する。

(改算式による持分の計算)

第二十二條 組合員の持分は、組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、百円未満の端数は切り捨てるものとする。

第五章 役員

(役員)

第二十三條 本組合に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の定数)

第二十四條 本組合に、理事四人以上七人以下を置く。

2 本組合に監事一人を置く。

(役員の任期)

第二十五條 役員の任期は、次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

一 理事 二年又は任期中の第二回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。

ただし、就任後第二回目の通常総会が二年を過ぎて開催される場合にはその総会の終了時まで任期を延長する。

二 監事 四年又は任期中の第四回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。

ただし、就任後第四回目の通常総会が四年を過ぎて開催される場合にはその総会の終了時まで任期を延長する。

2 補欠(定数の増加に伴う補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第一項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くことになった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(役員の選任)

第二十六條 役員は、総会において選任する。

2 役員の選任は、出席組合員の過半数による議決で行う。

(役員の報酬)

第二十七條 役員報酬は、理事と監事を区別して、総会の議決により定める。

2 前項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(理事長、副理事長)

第二十八條 理事のうち一人を理事長、三人を副理事長とし、理事会において互選する。

(代表理事)

第二十九條 理事長をもって代表理事とする。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事会)

第三十条 理事会は、全ての理事をもって組織する。

2 理事会は、総会による議決事項とされるものを除き組合のすべての業務の執行を決定し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、各理事が招集する。

(理事会の招集手続)

第三十一条 理事会の招集は、理事会の会日の一週間前までに、その日時、場所又は方法及び理事会の目的たる事項を示して各理事及び各監事に対してその通知を行うことによってしなければならない。ただし、緊急の場合は、この期間を一日にすることができる。

2 前項の通知は、電磁的方法によっても行うことができる。

3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開くことができる。

(理事会の議長)

第三十二条 理事会の議長は、出席者の中からその都度、選任する。

(理事会の議決事項)

第三十三条 本定款に特別の定めがある場合を除いて、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

一 本組合の業務の執行に関する事項

二 総会の招集及び総会に付議すべき事項

三 本組合の業務の執行のための手続きその他業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止

四 監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書の承認

五 労働者協同組合法第四十四条に定める理事の自己契約等に関する事項の承認

六 労働者協同組合法第四十八条に定める補償契約の内容の決定

七 労働者協同組合法第四十九条に定める役員のために締結される保険契約の内容の決定

八 前各号の他、総会の決議事項とされている事項以外であって理事会が必要と認めた事項

(理事会決議による責任の一部免除)

第三十四条 理事会は、労働者協同組合法第四十五条第五項により一部免除が認められる額を限度として、次の各号すべてに該当する場合に限り、当該役員の責任を免除することができる。

(1) 当該責任が、役員の任務懈怠に起因するものであること。

(2) 当該役員が、その職務の遂行にあたり、善意であり、かつ重大な過失がないこと。

(3) 責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務執行の状況その他の事情を総合的に勘案し、理事会が特に免除を必要と認めた場合であること。

(理事会の議決方法)

第三十五条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の議決について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4 本組合は、理事が理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第三十六条 理事会の議事については、労働者協同組合法施行規則第十一条の定めるところにより下記の事項を記載する議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印することとする。

一 理事会の開催された日時及び場所又は方法

二 理事長以外の招集に係る場合は、その招集の旨

三 議事の経過の要領及びその結果

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

五 労働者協同組合法第三十八条第三項において準用する会社法の規定（取締役への報告義務及び取締役会への出席義務等）、労働者協同組合法第四十四条第三項及び労働者協同組合法第四十八条第四項の規定に係り述べられた意見又は発言の内容の概要

六 理事会に出席した理事及び監事の氏名

七 理事会の議長の氏名

八 第三十四条第四項の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合、その事項の内容、その事項を提案した理事の氏名、決議があったとみなされた日、議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

九 労働者協同組合法第四十条第五項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合、報告を要しないとされた事項の内容、その報告を要しないとされた日、議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成する場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。

3 本組合は、議事録を理事会の日から十年間主たる事務所に、その写しを五年間従たる事務所に備え置く。

(監事等)

第三十七条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、労働者協同組合法施行規則第九条の定めるところにより監査報告を作成しなければならない。

2 本組合は、監査報告を含む決算関係書類等を作成したときから十年間保存するとともに、通常総会の日の二週間前の日から五年間主たる事務所に、その写しを三年間従たる事務所

に備え置く。

第六章 総会

（総会の招集）

第三十八条 本組合の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後三月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも理事会の議決を経て、代表理事が招集する。

3 総会は、組合員の過半数以上の出席を定足数とする。ただし、特別の決議を行う場合は、第四十二条による。

4 組合員が、総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集理由を記した書面を提供して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決することとする。

5 前項の場合、組合員は、請求招集を書面に代えて電磁的方法により提出することができる。

6 第三項の請求の定めによる請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が招集の手続をしないときは、労働者協同組合法第六十条の規定により、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。

（総会招集手続）

第三十九条 総会の招集者は、会日の十日前までに、組合員に対して書面又は電磁的方法で総会の日時、場所又は方法及び総会の目的である事項を示して通知しなければならない。ただし、組合員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（総会の議長）

第四十条 総会の議長は、総会に出席した組合員のうちから、その都度選出する。

（議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使）

第四十一条 組合員は、第三十九条の規定によりあらかじめ通知された事項について、書面又は他の組合員である代理人により議決権又は選挙権を行使することができる。

2 代理人が代理できる組合員の数は、四人以内とする。

3 組合員は、第一項の規定による書面をもってする議決権又は選挙権の行使に代えて、議決権又は選挙権を電磁的方法で行使することができる。

4 組合員は、あらかじめ通知された事項について代理人として議決権及び選挙権を電磁的方法で行う場合に、その代理権を証するについて、書面に代え電磁的方法により行うことができる。

（総会の決議事項）

第四十二条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 規約の設定、変更又は廃止
- 二 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更

- 三 組合の子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡
- 四 労働者協同組合連合会への加入又は労働者協同組合連合会からの脱退
- 五 役員の選任
- 六 組合員による役員の解任請求
- 七 決算関係書類の承認

2 次に掲げる事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 組合の解散又は合併
- 三 組合員の除名
- 四 事業の全部の譲渡
- 五 労働者協同組合法第九条第三項ただし書の承諾
- 六 労働者協同組合法第四十五条第五項の規定による責任の免除
- 七 新設合併設立委員の選任

(総会への報告)

第四十三条 理事は、各事業年度に係る組合員の意見を反映させる方策の実施の状況及びその結果を、通常総会に報告しなければならない。

2 理事は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に掲げる事項を、その事由が生じた日後最初に招集される総会に報告しなければならない。

- 一 就業規則の作成 当該就業規則の内容
- 二 就業規則の変更 当該変更の内容
- 三 労働協約の締結 当該労働協約の内容
- 四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四章に規定する協定の締結又は委員会の決議 当該協定又は当該決議の内容

(総会の議事録)

第四十四条 総会の議事について、労働者協同組合法施行規則第六十九条の定めるところにより下記の事項を記載する議事録を作成しなければならない。

- 一 総会の開催された日時及び場所又は方法
- 二 総会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 労働者協同組合法第三十八第三項に係る会社法の規定（会計参与等の選任等についての意見の陳述、株主総会に対する報告義務、監査役の報酬等）の準用により述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言内容の概要
- 四 総会に出席した役員の氏名
- 五 総会の議長の氏名
- 六 議事録の作成を行った理事の氏名

2 創立総会の議事について、労働者協同組合法施行規則第四条の定めるところにより下記

の事項を記載する議事録を作成しなければならない。

- 一 創立総会が開催された日時及び場所
- 二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 創立総会に出席した発起人又は設立当時の役員の氏名
- 四 創立総会の議長の氏名
- 五 議事録の作成を行った発起人の氏名

3 本組合は、総会の議事録を、総会の日から十年間主たる事務所に、その写しを五年間従たる事務所に備え置く。

第七章 サービス利用会員

(定義)

第四十五条 本組合は、組合員とは別に、本組合の提供するサービスを利用することを目的とした「サービス利用会員」を設けるものとする。

2 サービス利用会員は、労働者協同組合法上の組合員ではなく、議決権その他組合員としての権利を有せず、本組合の意思決定や運営には直接関わらないものとする。

(会員の種類)

第四十六条 サービス利用会員は、次の二種類とする。

一 スタンダード会員

本組合が主催する通訳講座、研修、イベント等への参加費の割引を受けることができるほか、理事会が別に定めるサービスを受けることができる。

二 プレミアム会員

前号に加え、特別プログラムへの参加資格を有するとともに、本組合が受託する通訳・翻訳業務に関し、組合員の業務に支障を及ぼさない範囲で、外部協力者として、一定の条件のもとで優先的に紹介を受けることができる。また、組合員が企画・運営する事業またはイベントについて、理事会の承認を得て、事業アドバイザーとして助言を行うことができるほか、理事会が別に定める特典を受けることができる。

2 各会員の特典の内容は、理事会の決議により変更または追加されることがある。

(登録の申込)

第四十七条 サービス利用会員に登録を希望する者は、本組合に所定の方法により登録申込みを行い、理事会においてその諾否を決する。

2 再登録を希望する場合も、前項と同様の手続を要する。

3 サービス利用会員の登録は年単位とし、会費の納入をもって更新とみなす。

(会費)

第四十八条 会費は、スタンダード会員は年額一万円、プレミアム会員は年額三万円とし、別に定める期日までに納入するものとする。

2 会費の額および納入方法は、理事会の決議により変更することができる。

(脱退)

第四十九条 サービス利用会員は、本組合に対し書面または電子メール等により連絡することで、任意に脱退することができる。

2 会費を二年連続して納入しない者は、脱退したものとみなす。この場合、理事会は当該者に対し、その旨を通知するものとする。

第八章 会計

(事業年度)

第五十条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(剰余金の処分)

第五十一条 剰余金は、準備金、資本準備金、就労創出等積立金、教育繰越金及び従事分量配当金としてこれを処分する。

(準備金)

第五十二条 本組合は、出資総額の二分の一に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の剰余金(ただし、前期繰越損失がある場合には、これを補填した後の金額)の十分の一以上を準備金として積み立てるものとする。

2 前項の定めによる準備金は、損失の補填に充てる場合を除いて取り崩すことができない。

(資本剰余金)

第五十三条 本組合は、減資差益及び合併差益を資本剰余金として計上することとする。

(就労創出等積立金)

第五十四条 本組合は、その事業規模又は事業活動の拡大により就労機会の創出を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を就労創出等積立金として積み立てるものとする。

(教育繰越金)

第五十五条 本組合は、組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を教育繰越金として翌事業年度に繰り越さなければならない。

(従事分量配当又は繰越し)

第五十六条 本組合は損失を補填し、第四十六条の規定による準備金、第四十七条の規定による資本準備金、第四十八条の規定による就労創出等積立金、第四十九条の規定による教育繰越金を控除してなお剰余金があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

2 配当を行う場合は、組合員が組合の事業に従事した程度に行い、算定方法は別途規則に定める。

3 本組合は、組合員が出資の払込みを終わるまでは、その組合員に配当する剰余金をその

払込みに充てることができる。

(損失の補填)

第五十七条 本組合は、損失が生じたときは、繰越剰余金、第五十二条の規定により積み立てた準備金、第五十三条の規定により積み立てた資本剰余金の順に取り崩してその補填に充てるものとする。

第九章 解散

(解散事由)

第五十八条 本組合は、次の事由により解散する。

- 一 総会の決議
- 二 組合の合併
- 三 組合についての破産手続き開始の決定
- 四 行政庁による解散命令
- 五 組合員が三人未満となり、そのなった日から引き続き六月間その組合員が三人以上に
ならなかった場合において、その六月を経過した時

2 本組合は、前項の第一号、第四号又は第六号の事由により解散するときは、総会において他人を選任したときを除き、理事が清算人となる。

(残余財産の処分)

第五十九条 本組合は、債権・債務清算後の残余財産について、その持ち分の全部又は一部を払い戻すこととする。

2 本組合は、前項の払戻しの後になお残余財産があるときは、総会において清算人報告に基づいて国若しくは地方公共団体又は他の労働者協同組合のいずれかに帰属させるものとする。

附則

1 設立当時の役員の任期

設立当時の理事の任期は第二十五条の定めにかかわらず、役員を選任した創立総会の日より最初の通常総会の終結時までとする。

2 最初の事業年度

最初の事業年度は、本組合の設立の日より、令和9年3月31日までとする。